

## 社会福祉法人花巻市社会福祉協議会花巻市総合福祉センター管理運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人花巻市社会福祉協議会（以下「本会」という。）定款第2条第8号の規定に基づき設置する花巻市総合福祉センター（以下「福祉センター」という。）の管理及び運営等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(名称及び位置)

第2条 福祉センターの名称及び位置は、次表のとおりとする。

名 称	位 置
花巻市総合福祉センター	花巻市石神町 364 番地
石鳥谷総合福祉センター	花巻市石鳥谷町好地第6地割10番地3
東和総合福祉センター	花巻市東和町安俵6区71番地

(開館時間)

第3条 福祉センターの開館時間は、午前9時から午後9時までとする。ただし、本会会長（以下「会長」という。）が必要と認めるときは、開館時間を臨時に変更することができる。

(休館日)

第4条 福祉センターの休館日は、次のとおりとする。

(1) 国民の祝日に関する法律に規定する休日

(2) 月曜日

(3) 12月28日から翌年1月4日まで

2 前項の規定にかかわらず土曜日及び日曜日（第1号の祝日にあたる場合を除く。）において、開館利用の申し込みがない場合のほか、開館管理上やむを得ない事情が生じた場合など会長が必要と認めるときは、休館日を変更し、又は臨時に休館することができる。

(使用の許可申請)

第5条 福祉センターを使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、福祉センター使用許可申請書（様式第1号）を使用する日の1週間前までに会長に提出して許可を受けなければならない。ただし、本会が直接使用する場合は使用許可の申請を省略することができる。

2 前項の使用許可申請は、利用日の1ヵ月前から申請受付するものとする。ただし、本会、行政機関、福祉団体、教育団体、その他の公共福祉活動団体等（以下「福祉関係団体」という。）にあつては、3ヵ月前から申請できるものとする。

(使用許可)

第6条 会長は、前条の規定により申請を受理したときは、内容を審査し、適

当と認めたときは、福祉センター使用許可書（様式第2号）を申請者に交付するものとする。

- 2 福祉センター使用許可に際しては、本会の事業目的に基づく施設設置の趣旨を踏まえ、地域における社会福祉活動を目的とした使用を基本とする。ただし、東和総合福祉センターにおいては、地域の実情に配慮し、社会福祉活動に当たらない目的による使用であっても許可できるものとする。

（継続使用）

第7条 福祉センターの使用期間は、同一使用者について引き続き3日を超えることができない。ただし、会長が必要と認めたときはこの限りではない。

（使用許可制限）

第8条 会長は、次の各号の一に該当すると認めたときは、福祉センターの使用を許可しない。

- (1) 公の秩序、又は善良な風紀を乱すおそれがあるとき。
- (2) 施設又は設備を汚損し、損傷し、又は亡失のおそれがあるとき。
- (3) 管理上支障があると認めるとき。
- (4) 前各号に掲げる場合のほか、会長が適当でないとき。

（使用者の遵守事項）

第9条 福祉センターの利用者は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 指定された場所以外で火気を使用しないこと。又、敷地内での喫煙やアルコールを伴う飲食（あらかじめ承認を得た場合を除く。）をしないこと。
- (2) 建物その他の物件をき損又は汚損するおそれのある行為をしないこと。
- (3) 騒音を発し暴力を用いる等他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (4) 承認を受けずに印刷物、ポスター等を掲示し、又は配付しないこと。
- (5) 特に承認を受けた者のほか所定の場所に備え付けた物件を移動しないこと。
- (6) 使用後は、速やかに施設及び設備を現状に復し清掃を行い、かつ、火災、盗難の予防措置の万全を確認すること。
- (7) 前各号のほか本会職員の指示に従うこと。

（使用権の譲渡禁止等）

第10条 利用者は、センターの使用権利を他に譲渡し、又は転貸してはならない。

（使用許可の取消等）

第11条 会長は、次の各号に該当するときは、福祉センターの使用を制限し、又は許可を取り消すことができる。

- (1) 使用許可の条件に違反したとき。
- (2) 偽りその他の不正な手段により使用の許可を受けたとき。

(3) 前2号に掲げる場合のほか、福祉センターの管理上必要があるとき。

2 前項の規定により許可を制限し、又は取り消したことにより使用者に損害を生じても本会は、その責を負わない。

(使用料)

第12条 福祉センターの使用料は、無料(冷暖房費は除く。)とする。ただし、使用の目的が次の各号の一に該当する場合(福祉関係団体が使用する場合は除く。)は、別表に定める使用料を徴収する。

(1) 入場料等を徴収する興業、その他これに類するものに使用する場合

(2) 物品の展示販売、その他これに類する営利を目的とする使用の場合

(3) 結婚式等、その他私的な催しに使用する場合

(4) 前3号に掲げる場合のほか、特に会長が使用料の徴収を必要と認める場合

2 使用料は、許可の際に徴収するものとする。ただし、冷暖房料については利用実績に基づき精算するものとする。

(使用料の不還付)

第13条 既納の使用料は、還付しない。ただし、会長が次の各号の一に該当すると認めたときは、使用料の全部又は一部を還付することができる。

(1) 第11条第1項第3号により使用を取り消したとき。

(2) 使用当日の3日前までに使用の中止を申し出て相当の理由があると認められるとき。

(3) 前2号に掲げる場合のほか、使用者の責めに帰することができない理由があると認めるとき。

(損害賠償)

第14条 使用者は、福祉センターの施設又は設備に損害を与えた場合には、当該施設又は設備を現状に復するのに要する経費の全額を賠償しなければならない。

(補則)

第15条 この規程に定めるもののほか、管理上必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程施行の際現に本会設立前の昭和55年4月1日施行「花巻市総合福祉センター管理運営規程」、昭和57年4月1日施行「石鳥谷町総合福祉センター規程」及び昭和64年1月1日施行「社会福祉法人東和町社会福祉協議会東和町総合福祉センター管理運営規程」によってなされた手続き又は許可は、

この規程に基づいてなされた手続き又は許可とみなす。ただし、使用料の取扱いについては、従前の例による。

附 則

この規程は、平成 19 年 2 月 15 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。